

# れんらくかい NEWS

2009年10月31日

vol. 47

(年2回発行)

事務局

東京都千代田区六番町1 自治労本部

03-3263-0261

発行人 秋野純一

編集人 西村正樹



自治労障害労働者全国連絡会

## 目次

◆ 障労連運動の飛躍を期待します 自治労障労連事務局長 奥山幸博	2
◆ 北海道障がい者条例の概要と制定に向けた取り組み 北海道本部障労連	4
◆ 障害者雇用拡大に関する対政府交渉報告 自治労障労連代表幹事 西村正樹	7
◆ 第25回D P I 日本会議全国集会 in 函館	
● 全体報告 D P I 日本会議議長 三澤了	9
● 分科会報告 自治労障労連副代表幹事 相星勝利	10
◆ 東京都庁における知的障害者・精神障害者の短期雇用 「雇用チャレンジ事業」について 自治労障労連事務局次長 新井常美	12
◆ 知的および精神障害者の雇用について～枚方市の取り組みから～ 自治労障労連副代表幹事 相星勝利	13
◆ 各地連福祉集会等の報告	
● 北海道地連第8回福祉集会「働く障害者の集い」報告 北海道本部障労連代表 稲田浩平	15
● 関東甲健福集会・分科会報告 自治労障労連幹事 折場沢公彦	16
● 近畿地連第4回福祉集会報告 自治労障労連幹事 前垣明典	17
● 2009年度九州地連介護福祉集会 佐賀市にて開催 九州地連社会福祉評議会障労連部会	18
◆ 自治労広島県本部障害労働者連絡会の結成について 広島県本部障労連代表幹事 青木昭博	20
◆ 障がい者が生き生きと働くためには？ 難病者・内部障がい者らが語った悩み 川崎市職労民生支部 伊藤慶昭	22
◆ 編集後記	24

# 障労連運動の飛躍を期待します

自治労障害労働者全国連絡会 事務局長 奥山 幸博  
(神奈川県本部横須賀市職労)

## 1. 障労連結成のころ

私の手許に、障労連（自治労障害労働者全国連絡会）結成集会の議案書、「連絡会ニュース創刊号」（1982年10月30日発行。結成集会からおよそ1年がたっています。時間がかかっていたね）、自治労通信292号（1981年12月1日）があります。これらを手がかりに障労連結成に関する経過と当時の活動内容を紹介します。

結成集会は、1981年11月8日に自治労会館において開催されました。議事としては、「自治体における障害者雇用を推進する運動」の方針、規約（案）、結成宣言（案）、「役員選出について」がそれぞれ提案され、確認されました。役員に関しては当時は三役のみの選出でした。代表幹事に春田文夫さん（都職労）、副代表に山崎直人さん（神戸市職労）、事務局長に奥山が就任。同日の「障害者職よこせ集会」、9日の「第1回障害者と労働者の連帯集会」に参加。

山崎さんは1959年生まれで、私の10歳年下でしたが、1986年3月、26歳の若さで自死されました。障害者運動については、彼に触発されたことも多くあり、今でも無念の思いは消えません。

結成に至る経過と活動内容は次のようなものでした。

81年7月、「雇用推進委員会・各県代表者会議」。春田さんと奥山が障害労働者の立場で意見提起。8月、障害者雇用に関わる初の労働省交渉。10月、障労連結成に向けた呼びかけ人会議。上記3人以外に都職労の込山さん、豊中市職の西岡さんが参加。お二人は後に代表幹事を務められました。西岡さんは2006年、51歳で亡くなりました。本部書記局の中でも人気があったそうです。病気とはいえ早すぎましたね。

12月14日、労働省交渉。12月25日、春田さんと担当書記であった堀田さんと、熊本市職労の辻典子さんの職場訪問。82年1月、社福評三役を含めた拡大三役会議。3月、雇用推進委員会。ここで地連からの幹事選出が行われ、東北・大里さん（秋田県職労）、関東甲・込山さん（都

職労)、近畿・西岡さん(豊中市職)、九州・小野さん(大分市職労)となりました。6月、「82健福集会・障害者の自立分科会」に参加。7月、第1回幹事会。8月、自治省・労働省交渉。社福評総会に参加。

障労連の船出はこんな様子でした。雰囲気伝われば幸いです。

## 2. 障労連の現状と課題

課題は結成当初も今も変わりません。「自治体への障害者雇用拡大」と「働く障害者の労働条件改善」、そして、障害者施策全般の転換です。結成から29年目となる今日において、県本部として組織化されているところは20を下回っています。障害者総合情報ネットワーク(BEGGIN、現在はDPI日本会議に統合)の立ち上げや、2002年のDPI世界会議札幌大会成功に向けたカンパ活動もおりこみながらの全国オルグを、数次に渡って行ってきました。しかし、現状を見るとその試みは上手くいったとはいえません。要因はいくつかあると思いますが、活動に加わる当事者が少ないということが、決定的な問題であると思っております。当事者の声があってこそその運動だからです。その声を受け止める単組や県本部の取り組みも不可欠です。仲間を増やし、組織を動かしていく、そうしたエネルギーを各地から注入して欲しいと思っております。

## 3. 一歩前へ

障害者権利条約は遠くない将来に批准されることでしょう。その際、国内法の見直しがどのように、どの程度行われるのかが問われています。とりわけ労働・雇用分野において、これまでの私たちの主張、運動を反映させることが出来るのか、障労連の真価が問われる状況となっています。8月末の総選挙における「政権交代」は、従来とは違った視点での取り組みの必要性を示唆しています。それは、職場における「現場でのたたかい」とそれを踏まえた「政策提言」ではないでしょうか。先に述べたように障労連はいまだ発展途上です。一人の当事者、一つの単組、一つの県本部が、それぞれ「一歩前」に出て行くことが重要だと思います。「共に生きる社会、共に働く職場」を目指しての皆さんの奮闘を期待しています。

# 北海道障がい者条例の概要と 制定に向けた取り組み

北海道本部障労連

## はじめに

去る3月27日22時58分、支庁再編問題で紛糾する第1回定例道議会本会議において、「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（以下、北海道障がい者条例）」が可決成立した。

この条例は、北海道議会の共産党を除くすべての会派からの議員提案として提出されたものであり、共産党を含め、全会派が賛成した。

この条例制定のきっかけになったのは、D P I 北海道ブロック会議が2007年11月23日に開催した「障害者権利法制の確立に関するセミナー（以下、11・23セミナー）」であった。

このセミナーでは韓国D P I 事務処長&ソウルD P I 会長の魏文淑（ウイ・ムンスク）さんより、「韓国障害者差別禁止法と私たち（韓国D P I）の取り組み」と題して、この年の3月に韓国で成立した「障害者差別禁止法」と同じく9月に開催された「第7回D P I 世界会議韓国大会」についての講演が行われた。また、我が国ではじめて障害者の差別をなくす条例が成立した千葉県からは、障害者計画推進室長の横山正博さんがパネリストとして出席し、千葉県における条例が制定されるまでの経過と条例の概要が報告された。

また、2002年10月に開催された「第6回D P I 世界会議札幌大会」の組織委員会の参与を務めた北海道議会議員も（1会派欠席）個人の立場でパネリストとして登壇し、道の担当課長もパネリストとして出席した。

この日のパネルディスカッションにおいては、パネリストであった各道議会議員から、北海道においても千葉県に続く条例の必要性が確認されるとともに、D P I 北海道も含め、それぞれの立場から、条例づくりに向けた行動を起こしていくことも確認された。

## 条例づくりに向けて

その後、自民党・道民会議は、11・23セミナーに出席した議員を会長として、会派内に保健福祉分野条例提案研究会を設置した。そして、2008年3月27日に「北海道障害児・者が暮らしやすい地域づくり条例（仮称）〈概要・骨子（たたき台）〉」を示し、道内の主な障害者団体に意見を求めるとともに、4月には、「（仮）北海道障害児・者条例『障害のある誰もが安心して暮らすことの出来る地域づくり』に関する関係団体との意見交換会」を開催した。そして、6月10日に新たな条例の要綱案を示した。また、旭川市において、知事も出席した条例づくりに向けたタウンミーティングを開催した。

一方、民主党・道民連合も、11・23セミナーに出席した議員を会長として、会派内に「障がい児・者の権利擁護条例（仮称）検討プロジェクトチーム」を設置するとともに、連合北海道、D P I 北海道、北海道教職員組合及び私たち自治労道本部をメンバーとする会派以外のメンバーにより構成した検討会も設置した。この検討会では、条例の骨子や内容を検討する前に、国連や千葉県の取り組みに学び、「不便だな、困ったな、よかったなと思ったことを教えてください。」を標題としたアンケートを作成した。そして、障害者や家族および支援者等が受けてきた様々な体験を募集し、その具体的な内容から条例の項目や定義および施行時の留意事項の検討の基本とするとともに、差別や合理的配慮および、その他、条文に反映させるべき課題の把握に努めた。

こうした各会派の主体的な動きに合わせて、2008年6月28日、D P I 北海道は、通常総会記念イベントとして「障害があっても暮らしやすい北海道づくりを考えるフォーラム」を開催した。このフォーラムでは、11・23セミナーに出席した登壇者（道議会議員と担当課長）が全員出席したが、この日は、前回と異なり個人の立場ではなく、それぞれの会派を代表しての出席であった。

また、「障害児・者が暮らしやすい北海道づくりを進めるために」と題したシンポジウムでは、各会派が条例に盛り込みたいとする内容や条例づくりに向けた取り組み状況が報告された。そして、シンポジウムの最後には、条例づくりに向けて、各会派が、独自の動きを進めながらも、道議会への提案にあたっては、超党派による協議と確認作業を経て、議員提案として年度内の成立を目標とすることが確認された。

この集会および11・23セミナーの内容は、各発言者への確認の手続きを経て、D P I 北海道のホームページに今も掲載されている。

その後も道議会各会派は、独自の意見募集や集会、タウンミーティングを道内各地で開催してきた。また、D P I 北海道および関係団体も独自にタウンミーティング等を釧路や函館など

で開催するとともに、条例内容に対して、意見反映に努めた。

## おわりに

千葉県条例は、知事はその制定に強い意欲をもっていたため、千葉県庁が大きな役割を果たした。そして、公平性を担う行政としての立場から、条例制定過程においては、障害当事者だけではなく、ともすれば障害者を差別する立場や条例の規制対象となる企業等も含めて、広範な議論が進められてきた。また、県庁内においても横断的に進められてきた。こうした丁寧な積み上げ過程があったからこそ、一度は議会で否決されても、そこであきらめることなく、千葉県条例は成立したと言えるだろう。

一方、北海道障がい者条例の制定過程においては、こうした議論や広報は十分ではなかったが、北海道では、条例の一部の施行時期を1年後に定め、その施行に向けて、具体的な運用に対する意見交換や周知を図るために道内各地でタウンミーティングを開催するとともに専用のホームページを開設している。また、条例担当の職員を配置するとともに、知事を本部長とする条例を推進するための組織体制を庁内各部、職員および庁外の当事者や関係者で構成する委員会を整備した。

私たちは、この北海道障がい者条例を育て、その理念を現実のものにしていくための取り組みを、障害当事者や関係者および議会、行政との役割分担と連携により進めていくことが、今後の私たちの運動課題といえる。

なお、条例の全文は、以下の北海道議会のホームページに掲載されている。

<http://www.gikai.pref.hokkaido.lg.jp/honkaigi/28honkaigi/21-1t/kaigian.htm>

\* 障害の表記は、条例文の引用は、条文に基づき表記した。

# 障害者雇用拡大に関する対政府交渉報告

自治労障害労働者全国連絡会 代表幹事 西村正樹  
(北海道本部全道庁労連)

今年の5月18日、障労連は、権利条約の批准に向けた国内法の整備を進める視点から、障害者の雇用拡大に関する対政府交渉（総務省・厚生労働省）を実施しました。

総務省交渉では、「障害者を対象とした採用試験の受験資格」、「雇用後に適用される制度の改善と創設」及び「人事評価制度」に関する7点について意見交換を実施しました。

総務省からは、障害者雇用における点字等の必要性を認めながら、地方自治体への対応については、「地方分権」の尊重に基づく指導・助言の限界と「国の制度との整合性」を確保する立場から指導・助言をしていることが示されました。この回答に対して、障労連からは、「知的・精神障害者の雇用状況」や「地方自治体の障害者採用試験の募集状況」等の現状を示しながら、障害者雇用に関する総務省としての取り組みの強化を求めました。総務省は、諸課題はあるものの、障害者雇用の促進に向けた取り組み強化の必要性が示されました。

厚生労働省では、総務省に提出した「受験資格」に加えて「障害者差別禁止法の制定」、「障害者雇用促進法の見直し」等に関する9点を中心として意見交換を実施しました。厚生労働省からは、障害者権利条約の批准に向けた基本的な取り組み状況と各項目に対する見解が示されました。

その回答からは、権利条約の規定する合理的配慮については、2008年4月に厚生労働省が設置した「労働・雇用分野における障害者権利条約への対応の在り方に関する研究会」が、採用試験以外にも通勤や職場における介助も含めて、検討していくとともに、「労働政策審議会障害者雇用分科会」においては、条約を批准するため、障害者雇用に関する制度改革についての議論が進められることが示されました。

なお、対政府交渉終了後の7月には、労働政策審議会障害者雇用分科会が再開され、障害者権利条約に基づく障害者雇用施策についての議論がはじまりました。この分科会には、自治労からも担当局長が委員として出席しており、10月以降は、1ヵ月に2回、会議が開催されることから、当事者団体である障労連として、この間の運動や現場の実態に基づき、迅速に意見を反映することが求められます。

## 参 考

### ○総務省に対する要請項目

障害者権利条約を踏まえて、自治体への障害者雇用を積極的に進めること。

その際、以下の点について改善が行われるよう、自治体への働きかけを強化すること。

1. 自治体が実施している「障害者を対象とする採用試験」における受験資格について、以下のとおり見直しを行うこと。
  - (1) 「身体障害者」に限定しないこと。
  - (2) 「活字印刷文による出題や口頭による試験に対応できる者」といった、視覚、聴覚障害者を排除する要件を撤廃すること。
  - (3) 「自力通勤及び介助者なしで職務遂行が可能な者」との要件を撤廃すること。
2. 下記の事項について改善、制度創設を行うこと。
  - (1) 人工透析などの定期的通院、補装具の作成・修理、補助犬の更新などについて、特別休暇制度を創設すること。
  - (2) 自家用車通勤を余儀なくされている者に対して、雇用者責任としての駐車場の確保と実費保障ができる制度とすること。
3. 「人事評価制度」の実施にあたっては、障害を理由に不利益な取り扱いが行われないよう、自治体に対して具体的な働きかけを行うこと。

### ○厚生労働省に対する要請項目

1. 障害者権利条約の批准に向けて、雇用・就労分野における国内法の見直し、整備を行うこと。
  - (1) 障害者への差別を禁止し、権利侵害に対する救済の仕組みを創設するための包括的な「障害者差別禁止法」を制定すること。
  - (2) 現行「障害者雇用促進法」について、権利条約の内容を踏まえた見直しを行うこと。
    - ① 「障害の定義」について、職業能力及び環境との関係に基づいた幅広いものとして見直しを行うこと。具体的には、精神障害者、高次脳機能障害、発達障害、難病等を雇用義務の対象に加えること。
    - ② 重度障害者のダブルカウント制度を廃止すること。
    - ③ 除外率を早期に撤廃すること。
    - ④ 公的機関における「合理的配慮」のための助成制度を創設すること。
  - (3) 最低賃金法における「減額特例」の対象となった障害者に対して、最低賃金との差額を補償する制度を創設すること。
2. 自治体が実施している「障害者を対象とする採用試験」における受験資格について、総務省と連携しながら、以下のとおり見直しを行うこと。
  - (1) 「身体障害者」に限定しないこと。
  - (2) 「活字印刷文による出題や口頭による試験に対応できる者」といった、視覚、聴覚障害者を排除する要件を撤廃すること。
  - (3) 「自力通勤及び介助者なしで職務遂行が可能な者」との要件を撤廃すること。



# 第25回 D P I 日本会議全国集会 in 函館

## 全 体 報 告

D P I 日本会議

議長 三 澤 了

6月13日、14日の両日にわたり、D P I 日本会議の年度総会、ならびに全国集会が北海道函館市の総合福祉センターを会場にして開催された。「まもろう、すべての人の命と尊厳」をスローガンに、2日間にわたり、多様な角度から障害者の人権・社会保障、そして命と生活の保障の問題をめぐって、熱気のこもった講演や討論が展開された。

1日目の組織総会は、道内外合わせて150人ほどの出席者のもとで開始された。D P I 日本会議の取り組む課題は、国内、国際の双方にわたって、年々広がりを見せ、多岐にわたるものとなっている。地域生活支援、権利擁護、交通アクセス、教育、労働、国際協力、精神障害問題という各課題について、それぞれの担当者から、取り組みの経過並びに方針が提起された。執行部からの活動方針の提起に対し、会場からは、地域での自立生活にとって住宅保障の重要性が指摘され、住宅政策へ力を入れることを求める発言があった。また、犯罪に巻き込まれた知的障害者の支援に携わっているピープルファーストのメンバーから、D P I 日本会議の支援のあり方に対する批判と、より強力で地道な支援を求める発言があった。この発言に対しては、今後発言者と事務局で話し合いを行うこととなった。

2日目の全国集会は全体で500人ほどの参加者のもとで開催された。全体会の第1部では、宮本太郎北海道大学教授から「排除しない社会へのビジョン～生活保障の再構築～」と題する記念講演をいただいた。宮本教授の講演は、多様なデータを示しながら、近年の日本社会の閉塞状況を鋭く指摘し、社会全体が疲れ切ってしまううちに、日本社会にはびこる不信の連鎖を断ち切り、新たな考え方に基づく社会保障の充実を図る必要があるという提起がなされた。非常に興味深い講演内容で、十分な時間がとれなかったことが惜まれるものであった。全体会の第2部としては、「障害者の視点から見た社会保障は～すべての障害者が権利として地域で暮らせる社会に」と題した、パネルディスカッションが行われた。パネリストとしては、D P I 日本会議の役員である平野みどり、尾上浩二、中西正司の3氏がならび、同じく西村正樹副議長がコーディネーターの役割を務めた。3氏からはそれぞれに、すべての障害者が自らの

意志のもとに地域自立生活を営むための、当事者のニーズ主体の支援システムのあり方、高齢者を巻き込んだ運動の拡大、地域活動の重要性等の提起がなされた。今後の運動にとって示唆に富む意見交換が行われた。午後は、D P I 日本会議の取り組み課題を中心とした分科会が行われた。

2日間にわたる今回の「全国集会 in 函館」は、盛り沢山の内容で、それぞれの企画が予想以上の参加者のもとで活況の内に展開された。1日目の夜に行われた懇親会も、おいしい料理とともに、趣向をこらしたプログラムで、参加者を楽しませてくれるものであった。今年の1月に、実行委員会を結成して以来、この集会の企画・準備・運営に携わる中で大きなホスピタリティを発揮して下さった、地元、函館の当事者ネットワークの皆さんとD P I 北海道ブロックの皆さんに、改めて深い感謝の意を表するものである。

## 分科会報告

自治労障害労働者全国連絡会 副代表幹事 相星勝利  
(大阪府本部枚方市職)

6月13・14日に函館で開催された全国集会では、午後から5つ（地域生活支援、交通・まちづくり、権利擁護、教育、雇用・労働）の分科会と、2つの特別分科会（女性障害者交流会&しゃべり場、呼吸器と患者の権利）が開かれた。

そのうちの権利擁護の分科会是一部と二部に分けて行われ、弁護士の東俊裕さんは、「障害者権利条約の批准と差別禁止法の課題」というテーマで、条例のポイントをわかりやすく説明し、特に障害者の差別禁止法制を国と地方自治体の両方のレベルで作りあげていくことが条約批准の最大の要件であることを強調した。

ほかに西村代表をはじめ、道議会議員の立場から清水誠一さん（自民党・道民会議）、高橋享さん（民主党・道民連合）、中野孝浩さん（北海道保健福祉部福祉局次長）からそれぞれ、「条約制定の動きが思った以上に早いテンポで進む中で、議会会派と団体との連携に神経を使ったが、それが具体的な結果として実を結んだ」（西村代表）、「議員の立場から地域で多くの団体関係者との意見交換会を開催し、その中で条例案の作成等を会派の垣根を越えて行った」（清水さん、高橋さん）こと等が意欲的に報告された。

中野さんからは、行政担当者として条例の運用にかかわる内容の検討を行っていることが具

体的に報告された。

二部の「障害者差別禁止法と北海道条例に望むもの」では、障害種別ごとに地元の聴覚、知的、精神の各障害当事者の立場から、情報保障や地域生活の具体的で深刻な差別実態等が報告された。

聴覚障害の一人からは、聴力レベルの個人差のため音声コミュニケーションでの聞き取りができない人の場合、どうなるのか問題があるので、手話通訳等以外は不利益にならない方法を今後の課題として取り組む必要があることが報告された。

知的障害者からは、タイ・アジア太平洋障害者センタープロジェクト「フェーズ2」の参加経験をもとに、他国の障害者と自分たちの活動を交流していくことの大切さを実感したことが報告された。

精神障害の当事者の二人からは、人生の様々な軋轢の中で精神疾患になり精神病院に入る経験を経て、今は自分達の生き立ちを含めて生活体験を述べた。ありのままの自分でいい、障害当事者の人間としての権利を華やかに自信をもって主張していきたい、ということが切々と語られた。

# 東京都庁における知的障害者・精神障害者の短期雇用「雇用チャレンジ事業」について

自治労障害労働者全国連絡会 事務局次長 新井 常美  
(東京都本部都庁職)

東京都は「障害者雇用・就労推進TOKYOプラン（行動指針）」に基づき、平成20年度から東京都庁での知的障害、精神障害者を中心に「都型」チャレンジ雇用を行っている。

趣旨は、東京都庁において知的障害者や精神障害者を短期間雇用し、その業務経験を生かして、一般企業への就職の実現を図ることとしている。

仕事の内容は、「事務補助」及び軽作業（パソコン入力、文書郵送、封入・封緘、宛名ラベル作成・貼り、コピー、シュレッダー作業等）で、勤務場所は東京都庁第一本庁舎の福祉保健局及び産業労働局内で2ヵ月単位で2つの職場を経験している。

賃金は、4,900円/日（6時間勤務：時給750円で交通費相当額を含む）、月額98,000円（20日勤務の場合）である。

これまでの実績は「2008年度」は14人（前期4人、後期10人）、「2009年度」は前期後期合わせて20人の予定で、事業所への配置も予定されている。

課題としては、(1)障害者を東京都庁で受け入れることは、現場にはインパクトを与えることはあるが、都職員としての雇用にはつながらない。(2)障害者就労支援センター（都型）の「推薦」を受けた障害者が働くことが前提で、東京都が今後雇用する場合の問題点や課題が明らかになりにくい。(3)現行の東京都の「身体障害者を対象にした採用」への連動がうかがえないことである。

東京都庁職員労働組合の「都庁職障害をもつ組合員連絡会」実行委員会では、毎年、予算要求時期に「障害者の勤務条件に関わる要求書」を東京都に対して提出し、「障害者の雇用の促進等に関する法律」や「チャレンジ雇用制度」の趣旨を踏まえ、民間企業の模範となるよう知的障害者・精神障害者の雇用の促進を一層はかり、就労機会を増やす施策を講じることを要求している。

# 知的および精神障害者の雇用について

## ～枚方市の取り組みから～

自治労障害労働者全国連絡会 副代表幹事 相 星 勝 利  
(大阪府本部枚方市職)

1985年に枚方市雇用推進本部において、市職員の身体障害者雇用率の目標を2.5%（当時の法定雇用率は1.7%）、知的障害者については、概ね年に2人の雇用をしていくとの方針を決定した。

この方針を受け、身体障害者については、1994年度には聴覚障害者を2人採用するとともに、翌年の採用試験では点字試験を導入し、その結果、視覚障害者1人を採用したことで、当初に掲げた障害者雇用率2.5%の目標を達成した。

その後、1996年度に策定された「枚方市障害者基本計画」において、2002年度までに障害者雇用率3%を達成することを目標とし、結果的には、市全体で2.73%と目標には到達しなかったが、翌年度には目標の3%を達成した。

また同年、「枚方市障害者基本計画」の後継計画として策定した「枚方市障害者計画」において、障害種別にかかわらず引き続き障害者雇用率の3%維持を目標として掲げている。

しかし2004年度以降、障害者雇用促進法が改正され、障害者雇用率の算定に除外されていた対象職種が変更されたことから、障害者雇用率は3%を割り込み、また、非常勤職員の雇用見直しで勤務時間が変更されたことに伴い、対象職員の母数、分数で言うところの分母が増えたことが主な要因である。

以降、2%台で推移し、2009年6月1日現在で2.90%となっている。

一方、知的障害者については、1985年の方針決定を受け、翌年に非常勤職員として2人を雇用し、現在市内の社会福祉法人から就労指導員の派遣により、除草作業やメモ帳作りに従事している。

しかし、知的障害者の採用については、この2人でとどまっている状況であり、精神障害者の雇用も含め、組合としても引き続き当局に、調査・研究を進め継続した採用をするよう要請をしているところである。

その調査・研究の一環としての位置づけもあり、2006年度から枚方市障害者就業・生活支援センターからの要望を受け、障害者の庁舎内実習に取り組み、初年度の2006年度は障害福祉室

において主に印刷業務等に従事。しかし、実習を実施すること自体が目的となってしまう、特に業務内容の点において十分に検討されないままに実施されたため、業務を作り出すことが大変であったほか、周囲の職員とのコミュニケーションの点においても、担当者と支援者にまかせっきりになってしまい、十分にコミュニケーションがとれなかったことなど、様々な反省点が残されている。

次年度は、障害福祉室から複数の課に受け入れの打診をし、中央図書館が受け入れ、充実した実習を行うことができたとの報告を受けている。

この庁舎内実習を実施するに当たり、さらに充実した実習にするためには新しい業務の開拓及び受け入れ課の拡大が必要であり、また、今後ますます障害者の地域生活支援が進んでいく中で、市民の障害者理解は必要不可欠であり、そのために市職員は率先して障害者理解を進めていく必要があるとの観点から、市職員への障害者理解の啓発及び庁舎内実習実施に向けた業務の開拓及び受け入れ課の拡大を目的とし、市職員を対象とする研修を行ってきた。

しかし結果的には、実習受け入れ先が拡大できたとは言いがたい状況であり、引き続き障害福祉室及び中央図書館での受け入れとなったが、こうした積み重ねが重要であると受け止め、今後も人材育成部局とも連携し、市職員の障害者理解に努めることが課題となっている。

## 各地連福祉集会等の報告

### 北海道地連第8回福祉集会「働く障害者の集い」報告

北海道本部障労連 代表 稲田 浩平  
(全道庁労連)

今年1月31日（土）に宮崎県本部の松田代表を講師として招き、宮崎県本部障労連と九州地連社福評の活動状況についての講演を受けて分科会を開催した。

今年は、全道庁障労連から8人、札幌市職障労連から2人、北海道社会福祉協議会から1人の障害当事者と担当役員が、この分科会に参加した。

松田代表からは、結成から4年目を迎えた宮崎県本部障労連の主な具体活動として、「①県や市町村へのオルグの実施」、「②大会や諸会議への参加」、「③障害者問題に係る啓発の実施」が紹介された。また、九州地連社福評における取り組みとしては、「①介護福祉集会への参加」、「②組織拡大に向けての動き」が報告された。特に県教組との協働活動は、北海道においても以前試みており、改めて北海道においても取り組むべき課題として確認されるなど、同じ運動を進める仲間として意見交換を行った。

休憩後は、道本部が実施した「2009年度道政への要求と提言」と全道庁が実施した道当局との交渉及び札幌市職障労連の状況について報告され、意見交換を行った。

その意見交換では、自家用車通勤の申し出に対して、駐車場は自分で確保することを求められたり、通勤手当制度に自家用車による規定がないことや、タクシーを利用して通勤している状況（タクシー代は、全額自己負担）も報告された。

労働組合運動の原点は、組合員が抱える問題を、組合員が共有し、その解決をめざして運動を進めることである。しかし、障害をもつ組合員が、自らの障害により直面している職場状況を言う場は、不十分である。そうした現状と、様々な困難さに直面している障害労働者の孤立を阻止するためにもこうした集いが必要である。

今回の分科会では、障害者が働く中で抱える問題は、ともに確認・共有し、障労連運動の取り組み課題としなければならないことと、そうした課題は、個人だけの課題でも、北海道だけの課題でもなく、全国各地で働く障害者の共通課題であることも、あらためて確認することができた。

# 関東甲健福集会・分科会報告

自治労障害労働者全国連絡会 幹事 折場沢 公彦  
(神奈川県本部神奈川県公企労)

9月4～5日の2日間、さいたま市の「さいたま共済会館」において、標記集会が開催されました。1日目は、全体会として、主催者挨拶の後、「記者の目で見た医療・介護・保育の劣化と改革の方向性」と題する基調講演が行われました。講師は、「週刊東洋経済」副編集長の岡田広行さん。いわゆる「小泉構造改革」の中で顕在化した、雇用を含む社会保障制度の危機的状況について、具体例を示しながらお話しいただきました。特に、「医療崩壊」の根本的問題である医師をはじめとする人員不足の深刻な状況、過重労働の実態、病院経営の破綻など、詳しく述べられました。これは偶然に起こったことではなく、「増税なき財政再建」を標榜して進められてきた社会保障費の抑制策がもたらした結果であるとの指摘がされました。総選挙で勝利した民主党のマニフェストにも触れながら、現場からの声を政策に反映させていく必要があるとお話でした。指定管理者など「民営化」や「公務員削減」が民意であるかのような空気の中で、私たちは改めて公務労働の意義やあり方を見つめなおす時期にきているように思います。

1日目の後半と2日目は8分科会での討論が行われました。本集会では、3年ほど前から障害労働者の情報・意見交換の場として分科会が設定されています。今回は東京都本部2単組、神奈川県本部5単組、14人の参加でした。座長は折場沢が務めました。1日目は障害や仕事の内容などの自己紹介から開始。続いて、突発的な事情で急遽欠席となった千葉市職の取り組み報告が読み上げられました。定期的な会合やレクリエーションなど活発に活動されている様子で、欠席されたのが大変残念でした。次に神奈川県本部障労連の活動について、幹事会の定例開催、家族交流会の実施、学習会、総会の開催など、伊藤代表幹事（川崎市職労）から報告が行われました。その中で、障労連が中心的に準備を行ってきた、7月18日の自治研神奈川集会・特別分科会「障害者が生き生きと働くために」の報告もされました。内容としては自治体で働いている難病、内部障害、上肢障害の方から仕事や社会生活で工夫していること、制度上、意識上の問題などが報告されました。これまでの活動の中ではあまり議論してこなかったものであり、自分とは異なる障害について知ることの重要性を痛感させられるものでした。

職場のIT化における視覚障害者の課題についても多くの議論が行われました。人事評価制度に関わるシートの作成、庁内LANの閲覧、休暇や時間外の入力など差し迫った問題として、



障労連全体の課題として、実効性ある対応策を検討していく必要があります。

2日目は都庁職の古屋さんから、東京都「人事考課制度」の概要説明と、障害を持つ職員からみた問題点が話されました。制度は他の自治体でもほぼ同様のものとなっています。先に述べたシートの作成は同僚（指定された代行者）が行っているところが多いようです。シートに入力できるシステムになっていないことが大きな問題です。当該職員（主に視覚障害者）が研修を受けられる条件整備も重要です。実例として、障害を持つ職員が、上司の評価において接遇面で低いものになっているとの話もあり、人事（評価）制度に対する自治労としての考え方について、障労連からの意見を反映させていくことが急務となっています。

集会全般について、最寄り駅、会場、ホテルなどの詳しい情報提供が必要、参加が2県本部にとどまったこと、組織化されていない県本部への働きかけなど、今後の課題を確認して分科会を終了しました。

## 近畿地連第4回福祉集会報告

自治労障害労働者全国連絡会 幹事 前 垣 明 典  
(奈良県本部橿原市職労)

自治労近畿地連社会福祉評議会第4回福祉集会は6月6～7日にかけて、大阪市商工会議所および隣接するシティプラザホテルで開催されました。

集会1日目は、自治労社福評秋野純一事務局長より「社会福祉をめぐる動向と自治労運動の課題」と題した基調講演が行われ、小泉内閣以降において、社会保障費の削減が行われてきたが、08年秋以降の景気悪化に伴って、景気対策のために事実上の凍結になった等の内容で講演されました。その後に、病院等施設を回られておられるClown大棟耕介さんの記念講演があり、次に、各分科会へ分かれました。

障害者交流分科会では、大阪地方自治研究センターの研究員・櫻井純理さんから「スウェーデンの障害者福祉と自治体行政」と題して、視察報告がありました。

人口920万人（労働人口420万人）、消費税率25%（一般食料品等は除く）のいわゆる高負担高福祉の国であり、最近では地域医療に力を入れている。障害者対策としては、機能的障害と職業的障害との二つの面から考えていて、一括りで障害者としては扱っておらず、各々に必要な対策を行っている。また、一都市の市役所においては、障害を持つ職員がハンディキャップ・

コンサルタントとして、普段から障害者団体等と連絡を取り合い、当事者の要望を政策に反映させている等の内容でした。

集会2日目は分散会ということで、私が昨今の全国障労連活動の報告を行った後に、今後の課題について話し合われました。

大阪府本部障労懇からは、06年から近畿地連では経費削減のために、障害労働者の集いが福祉集会の中に吸収されたが、福祉集会では保育職場の職員の参加が多く、障害労働者の参加は各単租において見送られる実情があり、なかなか以前のように交流ができないので、今後は経費面の問題はあるが、福祉集会とは別に集会を開催したら、との提案がありました。また、若い職員への参加呼び掛けや役員の世代交代、各単租の執行部役員を取り込んだ活動を行っていかねば、障害労働者が抱えている問題を解決するのは困難であるし、活動の衰退化を招きかねない！との提案がありました。

## 2009年度九地連介護福祉集会佐賀市にて開催

九州地連社会福祉評議会障労連部会

九地連介護福祉集会での第5分科会の確立は、障労連としての念願であり、地連の障害をもつ仲間と学習を深め各県本部に障労連を結成させることを主たる目的としてきました。その第5分科会も3年目を迎えることができたことは、障労連運動の大きな前進であると思います。

今年度も講師として熊本県議会平野みどり議員、全国障労連代表幹事の西村正樹代表を招いて講演を受け意見交換、議論という形での分科会でありました。2日間の参加人員は延べ44人であったことを付け加えておきます。全体集会での基調講演を受け2日間の分科会に入りました。

初日、平野議員はパワーポイントにより「障害者権利条約の批准と国内履行」と題して講演に入りました。冒頭「色合いが悪く見えにくい」とのお詫びがあり「自分にはない障害の配慮の難しさを感じました。」と前置きし、「①機能障害（インペアメント）のために能力障害・能力低下（ディスアビリティ）があり社会的不利（ハンディキャップ）がある。②倫理観・価値観だけでは、差別かどうか判断するのは限界。③差別が何であるかの定義が必要である。合理的配慮とは障害のある人ない人の格差を埋めることである。④障害者権利条約の批准では小手

先だけの諸法改正では最悪であり、障害の当事者が差別に対する認識をもち世論に訴えていくことが必要である。」この4項目を柱として話を進められました。

2日目、西村代表は「障労連結成についての現状と課題」と題して講演され、昨年11月の全国総会の資料を基に、「障労連組織強化は重要である。が、自治体職場の障害者把握が難しい状況にある。仮に把握しても障害者本人が『障害は克服するもの』という意識があるために組織強化の大きな壁となっている。障労連の役目は職場の中での配慮を求めていくこと。社会のあるべき姿を示すこと。障労連運動はマイノリティーではない、自治労運動の方向そのものである。障労連がないことで障害をもつ仲間が孤立することが怖い」と述べられました。

2日間の講演を受け意見交換議論が行われ、その中で西村代表は差別禁止条例制定に向けた各県の取り組みについての報告の中で「私たちは社会に障害があるという観点から運動を進める必要がある」、平野議員からは、「地域から当事者の声、家族の声を拾い上げていく場を作ることが大事である。議会がそういった場に入っていきべきであり、行政、議会、運動体の連携が必要である」とした上で「障労連に対し大きな期待を持っている」と述べられました。

各県本部活動報告では、福岡、熊本、宮崎県本部の報告を受けました。特に熊本県本部の報告では、熊本県職労に「障害をもつ職員の職場改善を考える会」が結成され、又、県本部障労連結成に向けた準備も進めるという喜ばしい報告がされました。障害者権利条約の意識を再確認し条約の条項に沿った関連法制度の改正をさせ、その上での批准、また、自治体における差別禁止条例制定に向けた取り組みの強化を図ることが重要であることを確認しました。今後九州地連の障労連は組織強化拡大と障害をもつすべての仲間と連携をし、運動を強化していくことを誓い団結ガンバローで集会を締めくくりました。

# 自治労広島県本部障害労働者 連絡会の結成について

広島県本部障労連 代表幹事 青木 昭博  
(広島県本部東広島市職労)

中国地方での障労連活動は、広島県福山市職員労働組合での取り組みしかなく、中央本部から広島県本部に対し、県本部での障労連結成へ向けての取り組みについて要請されていましたが、本年3月、なんとかスタートだけは切ることができました。そこで、今回の結成について、これまでの経過を振り返りながら、現状を報告致します。

## 広島県内の状況

前述したように、広島県内の障労連は、2001年9月に結成された福山市職労の活動のみでありました。福山市職労では、障労連結成までに学習会や交流会での仲間づくり、障害者の働く職場環境についての協議など、3年間の準備期間を経て障労連を結成しており、結成後は、当事者だけではなく、家族の介護など共通の課題を持つ仲間を含めた活動をし、障害の状態に応じた働きやすい職場環境の整備から、公共施設新增改築時のバリアフリー化の事前協議など、自分たちだけの問題に留まらず、市民が使いやすい施設整備に向けた取り組みへと着実に活動を広げています。

一方、県内の他の単組においては、障労連活動自体の認知度が低いことに加え、平成の大合併（県内に86あった市町村が23市町へと激減）という職場の大変革の影響などで、基本組織の一体化を最優先課題とし、障労連結成に向けた取り組みは遅々として進みませんでした。しかし、合併後の職場は、事務事業の広域化や効率だけを追求した人員削減などで、非常に働き難い職場環境となっており、当事者を取り巻く環境は更に厳しい状況で、一部の当事者からは、単組での取り組みが進まない障労連活動を県本部主導により取り組んで欲しいという期待も強くなってきました。

## 結成までの経過

このことは、2007年6月に広島県三原市で行われた県本部主催の障害労働者交流会のアンケートで、「障害者同士で話ができるような組織づくりに魅力を感じた」「障害者が声をあげ

られる運動をしていきたい」「職場で自分の障害について一定の理解をしてもらっているが、引け目を感じている」「職場は狭くて移動も困難。エレベータすらない」「どこの職場に障害者がいるのか分からず、職場の課題等が集約できない」など、仕事や職場についての悩み、障  
労連活動など、当事者の切実な想いが確認されました。

県本部の取り組みとして、このような仲間の期待を実現していかなければならないという思  
いは強くなりましたが、その後、定期的な学習会や交流会は行われず、障労連全国総会に参加  
することが唯一の活動でありました。ところが、昨年障労連全国総会の交流会において、広  
島県の参加者から「今年度中に広島県本部に障労連を結成します」という発言があり、この発  
言を境に、具体的な協議や調整は後回しにして、県本部障労連結成へ向け急激に舵が切られま  
した。県本部障労連の結成にあたっては、「先に単組での組織化を進めるべき」「取り組みを  
継続していくためには、十分な協議と準備期間が必要」など、色々な意見がありましたが、最  
終的には、県本部主導での取り組みや障労連の結成を長年待ち続けている仲間の期待などを考  
えると、結成を先延ばしにするだけの時間的な余裕はないという判断で、役員人事を含め具体  
的なことは今後1年間かけて協議することとし、3月14日に見切り発車致しました。

## 現状及び今後の取り組み

以上のように、具体的なことは何も決めないで始まった障労連なので、4月に県本部の担当  
者が交代した後は、役員同士の顔すら分からないような状態で、6月になってやっと三役会を  
開き、三役の顔合わせと県本部障労連に対する各役員の思いやこれまでの経験などから感じて  
いる課題・問題点などを話すことができました。しかし、三役で話してみると、改めて、県本  
部障労連に対する認識や運動方針に対しての考え方に大きな隔たりがあることが分かり、準備  
不足を痛感したところです。

広島県本部障労連は産声を上げ、社会へのお披露目は済ませましたが、まだ進むべき方向す  
らはっきりしておりません。しかし、自治労広島市労働組合に障労連（ウィズ・ネットワーク  
ひろしま）が結成されるなど、県本部障労連の結成に連動した新たな取り組みも始まっており  
ます。当面は、自治労中央本部や都道府県本部等との交流、先進事例の研究などを通じた県本  
部役員レベルアップと何でも話せる仲間づくりから始め、将来的には、情報誌の発行やオル  
グ活動など、仲間の輪を広げる活動などにも取り組んでいきたいと考えております。

最後になりましたが、この取り組みが留まることなく着実に前進するため、全国の仲間の協  
力と情報提供をお願いし報告とします。



いようにする薬を服用している。職場では、紙で手を切らないなど出血しないように配慮してもらっているという。しかし外見では病気であることがわからず、心臓が悪いことを示すバッジなどをつけるのにも抵抗があるので、「結局世の中は元気な人ばかりではないことを理解してもらえないのではないか」と話を締めくくった。

## ● ● ● ● 手でできなければ足で 職場では工夫して対処

最後に、折場沢さんは、サリドマイド被害で腕が短いため、4歳から親元を離れて養護施設で訓練を受けた思い出や職場での工夫について発表した。当時の施設では、見た目が五体満足であるのがよいとされ、辛い義手を使う訓練を受けさせられたこと、こどもがみんな嫌がって結局施設でもあきらめて、手でできないことは足ですればよいということになったという話は印象的だった。職場では蛍光灯の交換などは若手職員にやってもらい、パソコンは手元にキーボードやマウスを引き寄せて操作しているという。また生活面では、自分が障がい児として親に育ててもらったのに、親の介護が必要になると、十分力になれないという悩みが語られた。「生き生きと働く」以前の「生き生きと生きる」という重い課題だ。

すべてのパネラーから指摘されたのは「制度のはざままでヘルパーなどのサービスが利用できないこと」だった。また、小村さんからは、地方では通院が不便で勤務にも支障があるだろうという問題が指摘された。また、時間単位の病休の制度がある自治体もあることが紹介され、このような柔軟な対応の必要性をあらためて確認することができた。

最後の質疑応答では、聴覚障がいのある参加者から「やはり外見から障がいが分からないので、上司に自分の障がいを伝えるタイミングが分からない。みなさんはどうしているか」という問いかけがあった。これについて池上さんから、「自分の障がいは異動のときの書類や面接で伝えている。部下の障がいが配属後に分かって仕事の配分に困惑したこともあるので、障がいの状況は伝えた方がよい」というアドバイスがあった。その他活発な質疑応答が行われた。

(文・伊<sup>い</sup>藤<sup>とう</sup>慶<sup>よし</sup>昭<sup>あき</sup> 神奈川県本部障勞連代表幹事／川崎市職勞・民生支部)

## 編集後記

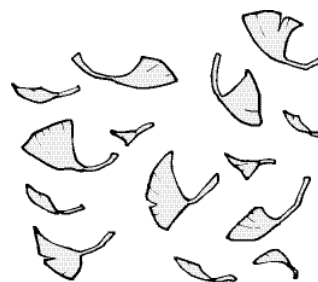
「政権交代」がテーマとなった第45回衆議院議員選挙は、去る8月30日に行われた。今回の選挙に対する国民の関心は極めて高く、投票率は、小選挙区比例代表並立制度が導入された1996年以降、5回実施された衆院選で最高となった。そして、即日開票された結果、ご承知のとおり民主党は大躍進し、政権交代が実現した。

そして、9月16日の特別国会において民主党の鳩山由紀夫代表が第93代内閣総理大臣に選出され、併せて、社会民主党と国民新党との連立内閣が発足した。

その後、新政権内部では、「地域主権に向けた取り組みをできる限り早く国民に明らかにする」ために、国から地方へ権限委譲するものとして、保育所、特別養護老人ホームの設置基準、保育所の利用者の要件、都道府県の職業能力開発校の管理運営の外部委託、障害福祉サービス事業の基準などを盛り込みたいとする意見があるという。そして、これらについては、条例で地方自治体が独自の基準を設けることができるようにするという。

ご承知のとおり障害者自立支援法の最大の課題のひとつは、地域間格差の是正である。また、地方自治体が実施主体とされている「地域生活支援事業」から「移動支援」や「日常生活用具」は、国の責任で実施している「個別給付」とすることを、全国の障害当事者は求めてきた。これは、障害者に必要不可欠なサービスは、地方自治体ではなく国が責任をもって対応することを求めているということである。

今回、新政権内部において、こうした国民の生存権や生活権に関わる施策を、地方分権の名のもとに、地方へ権限委譲するという意見は、当事者や現場が求める国の責任と役割を放棄し、無視するものであり、極めて不安に感じるのは、私だけだろうか。



(にしむら)

---

点字版「れんらくかいNEWS」をご希望の方は事務局へ

## れんらくかいNEWS

2009年10月31日 Vol. 47

編集発行所

自治労障害労働者全国連絡会

東京都千代田区六番町1 自治労本部内

電話 03(3263)0261 FAX 03(5210)7422~5

発行人 秋野純一

編集人 西村正樹

印刷所 株式会社 トラスト